

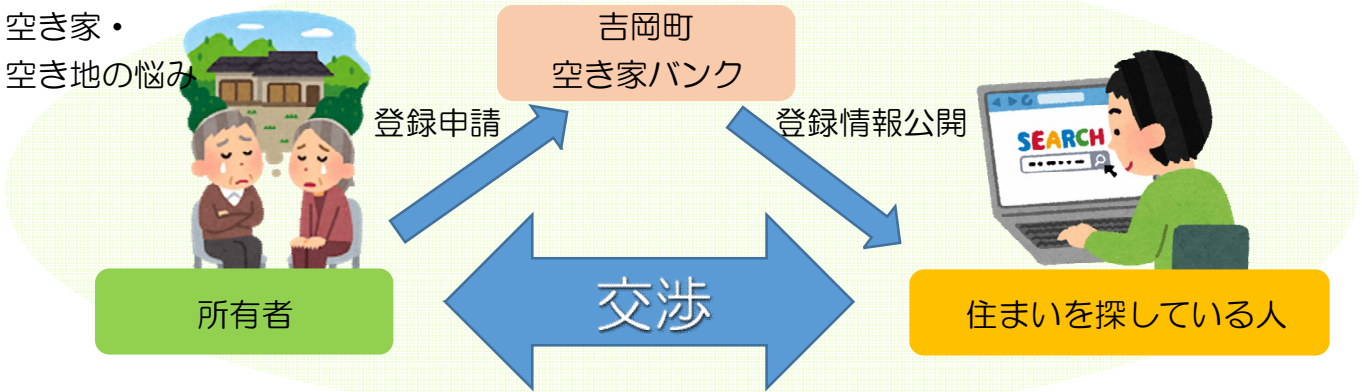
吉岡町内に空き家・空き地を所有されている方へ

吉岡町空き家バンク 物件登録のご案内

吉岡町内に住まいをお探しの方と、空き家・空き地を所有されている方との橋渡しを行い、空き家・空き地を有効活用するためのインターネットによる情報提供制度です。

何か気になること等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

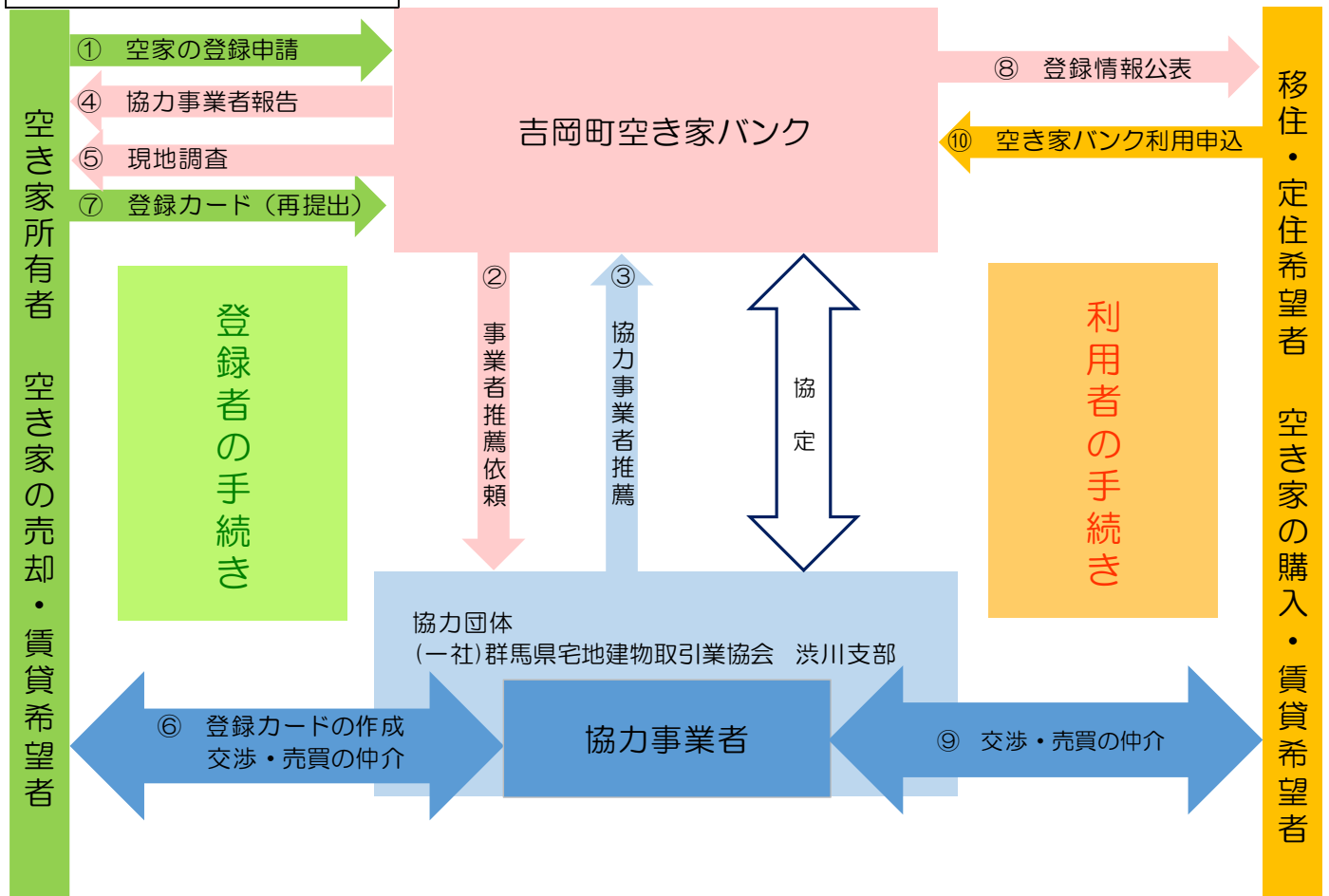
あなたの住まなくなった家は、誰かにとって必要な家かもしれません。



空き家の登録条件

個人が居住を目的に建築し、現に居住していない（近々、居住しなくなる予定を含む）町内に存する住宅及びその敷地です。なお、店舗併用住宅は含みますが、店舗専用・工場は含みません。また、賃貸又は分譲等を目的とする建物（共同住宅いわゆるアパート、分譲・建売）は除きます。

空き家バンクの利用方法



空き家バンクの登録手続きについて

- 1 事前相談 来庁もしくは相談書類等の提示（郵送、メール、FAX可）
（相談書類）①家屋の写真
②「固定資産税通知書」（家屋種類、面積、建築年等がわかるもの）
- 2 申請 申請書類等の提出（郵送可）
（必須書類）①様式第1号 吉岡町空き家バンク登録（更新）申請書
②様式第2号 吉岡町空き家バンク登録カード（協力業者と作成し、再提出可）
③土地、建物の登記事項証明書（写し可）
④外観及び内部等の写真（できれば、内部は主な部屋毎、外観は東西南北毎に）
⑤所有者等であることが確認できる書類及び身分証明書の写し（運転免許証等）
⑥登録希望物件の間取等が分かる図面
（必要に応じて提出する書類）
⑦委任状（全人数分 共有の場合等）
⑧土地所有者による承諾書 ※土地所有者は、実印押印及び印鑑証明書添付
- 3 現地調査 所有者に家屋の鍵を開けてもらい、所有者・町で現地調査
 - 詳細は、町ホームページの「空き家バンク」ページをご確認ください。
 - 書類の様式は、町ホームページからダウンロードできます。
ご希望の方は、郵送いたしますので、下記にご連絡ください。
 - なお、「空き家等無料相談」にて売却・賃貸、相続等のご相談も個別に受け付けています。
 - 手続き等が不明な方、迷っている方、まずはご相談ください。

【注意】 下記のことをご了承のうえ、ご利用ください。

- 1 空き家バンクは、空き家の管理、利用者の紹介及び売買、賃貸借等の契約をお約束するものではありません。
- 2 吉岡町は、空き家に関する情報を提供するのみで、空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等は一切行いません。空き家の売却又は賃貸の交渉の媒介を、要綱に基づき町が協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会渋川市部の会員である宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に依頼することとします。また、トラブルが発生した場合は、当事者間で責任を持って解決をお願いします。
- 3 町が、申請者及び空き家の情報を、2の協会及び宅地建物取引業者に提供します。
- 4 空き家バンクへの物件登録は無料ですが、宅地建物取引業者の媒介には、宅地建物取引業法等で規定された報酬が発生しますので、宅地建物取引業者に直接お支払ください。
- 5 登録期間は、2年間です。なお、期間満了後は登録の更新も可能です。
- 6 空き家バンク登録カードに記載した事項のうち、物件の所在地、売却又は賃貸の希望価格、物件の概要、設備の状況、間取図、写真等を、町ホームページ等により公表します。
※氏名、住所、電話番号等の個人情報は公表しません。
- 7 農地の譲渡、借地については、農業委員会への申請等、諸手続を要します。
- 8 空き家が未登録の場合も登録できますが、所有権を証明できるもの（「固定資産課税台帳登録証明書」等）を提出していただきます。
- 9 条件等により登録ができない場合がありますので、ご了承ください。
担保権等が設定されている場合、抹消手続きを行ってください。
- 10 吉岡町個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、申請に係る個人情報は、この事業の目的以外に利用しません。

お問合せ 吉岡町役場 建設課 都市建設室 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
電話 0279-26-2278 FAX 0279-54-8681（「都市建設室宛」と明記）
メール toshiken@town.yoshioka.gunma.jp